

**令和元年第 4 回泉南市議会定例会議案補助資料
条例新旧対照表**

資料一覧表

(令和元年12月4日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	6	泉州南消防組合規約の変更に係る協議について	5
議案	10	泉南市下水道事業の設置等に関する条例について	7
議案	11	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	12	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案	13	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	15
議案	14	泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案	15	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	16	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	17	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案	18	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	19	泉南市国民健康保険条例の制定について	35

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	20	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	55
議 案	21	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	57

議案第6号補助資料 泉州南消防組合規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(経費の支弁方法) 第16条 (略) 2 前項の負担金(次項に定めるものを除く。)の負担割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>泉佐野市 100分の29.1828</u> (2) <u>泉南市 100分の22.5724</u> (3) <u>阪南市 100分の18.3947</u> (4) <u>熊取町 100分の13.6204</u> (5) <u>田尻町 100分の7.1693</u> (6) <u>岬町 100分の9.0604</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(経費の支弁方法) 第16条 (略) 2 前項の負担金(次項に定めるものを除く。)の負担割合は、<u>消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とし、それぞれの割合にあつては関係市町の長の協議により別に定める。</u></p> <p>3 (略)</p>

議案第10号補助資料 泉南市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

泉南市特別会計条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>下水道事業特別会計</u> <u>下水道事業</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

議案第11号補助資料 泉南市事務分掌条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>健康福祉部</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (略)</p> <p>総務部 (略)</p> <p>市民生活環境部 (略)</p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p><u>(3) 保健衛生に関すること。</u></p> <p>(4) 介護保険に関すること。</p> <p>(5) 国民年金に関すること。</p> <p>都市整備部 (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>福祉保険部</u></p> <p><u>(5) 健康子ども部</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (略)</p> <p>総務部 (略)</p> <p>市民生活環境部 (略)</p> <p><u>福祉保険部</u></p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) 介護保険に関すること。</p> <p>(4) 国民年金に関すること。</p> <p><u>健康子ども部</u></p> <p><u>(1) 保健衛生に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童の福祉及び育成に関すること。</u></p> <p>都市整備部 (略)</p>

泉南市議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務産業常任委員会 8人</p> <p>(1) 総合政策部の所管に属する事項</p> <p>(2) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(3) 行革・財産活用室の所管に属する事項</p> <p>(4) 都市整備部の所管に属する事項</p> <p>(5) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>厚生文教常任委員会 8人</p> <p>(1) 市民生活環境部の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>健康福祉部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務産業常任委員会 8人</p> <p>(1) 総合政策部の所管に属する事項</p> <p>(2) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(3) 行革・財産活用室の所管に属する事項</p> <p>(4) 都市整備部の所管に属する事項</p> <p>(5) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>厚生文教常任委員会 8人</p> <p>(1) 市民生活環境部の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>福祉保険部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>(3) 健康子ども部の所管に属する事項</u></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(5) 農業委員会の所管に属する事項</p>

議案第12号補助資料 泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 泉南市附属機関に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
附属機関	担当事務	附属機関	担当事務
(略)		(略)	
泉南市行政評価第三者評価委員会	市の実施する行政評価の検証及び評価に関する事項	泉南市行政評価第三者評価委員会	市の実施する行政評価の検証及び評価に関する事項
泉南市廃棄物減量推進協議会	廃棄物の減量並びに資源の分別及び再利用の調査、研究及び啓発に関する事項	泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会	し尿くみとり券処理業務の改善に関する事項
(略)		泉南市廃棄物減量推進協議会	廃棄物の減量並びに資源の分別及び再利用の調査、研究及び啓発に関する事項
泉南市高齢者保健福祉計画推進委員会	市の高齢者保健福祉計画の進行管理及び見直しに関する事項	(略)	
(略)		泉南市地域包括ケア計画推進委員会	市の地域包括ケア計画の進行管理及び見直しに関する事項
泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会	市の次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関する事項	(略)	
泉南市立公立保育所民営化検討委員会	公立保育所の民営化についての検討に関する事項	泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会	市の次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関する事項
泉南市立保育所指定候補者選定委員会	公立保育所の指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項	泉南市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見及び保護又は要支援児童への支援のための関係機関の連携に関する事項
泉南市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見及び保護又は要支援児童への支援のための関係機関の連携に関する事項	(略)	

改正前		改正後	
(略)			
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
附属機関	担当事務	附属機関	担当事務
(略)		(略)	
泉南市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正についての総合的施策の審議に関する事項	泉南市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正についての総合的施策の審議に関する事項
泉南市学校プール一般開放安全委員会	学校プール一般開放事業の安全性の確保に関する事項	泉南市立文化ホール指定候補者選定委員会	文化ホールの指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項
泉南市立文化ホール指定候補者選定委員会	文化ホールの指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項	(略)	
(略)			

第2条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表 (第1条関係)		別表 (第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
泉南市行政評価第三者評価委員会委員	日額 7,500円	泉南市行政評価第三者評価委員会委員	日額 7,500円
廃棄物減量推進協議会委員	日額 7,500円	泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会委員 (委員長)	日額 50,000円
(略)			

改正前		改正後	
高齢者保健福祉計画推進委員会委員	日額 7,500円	泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会委員（その他の委員）	日額 7,500円
(略)		廃棄物減量推進協議会委員	日額 7,500円
次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員	日額 7,500円	(略)	
公立保育所民営化検討委員会委員	日額 7,500円	地域包括ケア計画推進委員会委員	日額 7,500円
保育所指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円	(略)	
要保護児童対策地域協議会委員	日額 7,500円	次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員	日額 7,500円
(略)		要保護児童対策地域協議会委員	日額 7,500円
市民体育館等指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円	(略)	
学校プール一般開放安全委員会委員	日額 7,500円	市民体育館等指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円
文化ホール指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円	文化ホール指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円
(略)		(略)	

議案第13号補助資料 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員を除く。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

第2条 泉南市職員定数条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、前条の規定によるそれぞれの機関に常時勤務する一般職の職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年泉南市条例第21号）第2条第1項の規定による派遣職員及び<u>臨時的任用職員</u>を除く。）をいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、前条の規定によるそれぞれの機関に常時勤務する一般職の職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年泉南市条例第21号）第2条第1項の規定による派遣職員及び<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。）をいう。</p>

第3条 職員の分限に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>越えない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p>

改正前	改正後
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>
	5 (略)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項に規定する条件附採用</u> になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条に規定する条件付採用</u> になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下の額を減じて行うものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬)</u> の合計額の10分の1以下の額を減じて行うものとする。

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(臨時的任用職員の勤務時間等)</u></p> <p>第16条 <u>臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>	<p><u>(会計年度任用職員の勤務時間等)</u></p> <p>第16条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。</u></p>

第7条 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号。以下「給与条例」という。)第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年泉南市規則第2号)第10条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号。以下「給与条例」という。)第23条第1項又は会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年泉南市条例第 号)第13条第1項若しくは第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年泉南市規則第2号)第10条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

第8条 職員の厚生制度に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例において職員とは、次に掲げる本市の条例の適用を受ける者及びその他市長が適当と認める者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年泉南市条例第4号)</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例において職員とは、次に掲げる本市の条例の適用を受ける者及びその他市長が適当と認める者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年泉南市条例第 号)</u></p>

第9条 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
障害支援区分認定審査会委員	日額 18,000円	障害支援区分認定審査会委員	日額 18,000円
青少年指導員	年額 22,000円	スポーツ推進委員	年額 22,000円
スポーツ推進委員	年額 22,000円	臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずる者	月額 200,000円以内
臨時又は非常勤の嘱託員及びこれに準ずる者	月額 200,000円以内	市医及び校医(内科、歯科)	市長が定める額
火葬従事職員	月額 市長が定める額	産業医	市長が定める額
市医及び校医(内科、歯科)	市長が定める額	生活保護嘱託医	市長が定める額
生活保護嘱託医	市長が定める額	(略)	

改正前	改正後
(略)	

第10条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(臨時的任用職員の賃金)</p> <p>第30条 <u>法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時職員」という。）の賃金は、前各条の規定にかかわらず、その勤務に対する報酬として賃金を支給する。</u></p> <p>2 <u>賃金は、日額又は時間額をもつて支給し、その額は、臨時職員が従事する業務に応じ、規則で定める。</u></p> <p>3 <u>年次有給休暇等、特に承認があつた場合を除き、臨時職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、当該勤務しない時間に係る賃金は支給しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第30条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。</u></p>

第11条 一般職の職員の給与の特例に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(一般職の職員の給料等の特例)</p> <p>第2条 給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の給料月額は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に限り、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第3条の規定にかかわらず、この規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(一般職の職員の給料等の特例)</p> <p>第2条 給料表の適用を受ける職員（再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を除く。）の給料月額は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第3条の規定にかかわらず、この規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

第12条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><u>第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例第26条の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の種別及び支給対象並びに支給額の区分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び泉南市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成18年泉南市条例第8号)第3条の規定により採用された職員に対し月額で定める特殊勤務手当を支給する場合における支給額は、前項の規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年泉南市条例第2号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た額)とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><u>第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)第26条及び会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年泉南市条例第号)第14条の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の種別及び支給対象並びに支給額の区分)</p> <p>第2条 (略)</p>

第13条 職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務期間により勤務することとされているものは職員とみなしてこの条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務期間により勤務することとされているものは職員とみなしてこの条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死</p>

改正前	改正後
亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。	亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。 <u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u>

議案第14号補助資料 泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(対象住宅)</p> <p>第3条 特例措置の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成27年1月2日から<u>平成31年</u>1月1日までの間に新築された住宅であること。</p> <p>(特例措置の額)</p> <p>第5条 特例措置の額は、対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額から、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は<u>法第15条の7</u>第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成38年</u>3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(対象住宅)</p> <p>第3条 特例措置の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成27年1月2日から<u>令和6年</u>1月1日までの間に新築された住宅であること。</p> <p>(特例措置の額)</p> <p>第5条 特例措置の額は、対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額から、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は<u>第15条の7</u>第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和13年</u>3月31日限り、その効力を失う。</p>

議案第15号補助資料 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「<u>除く</u>」とあるのは「<u>除き、特別利用保育を受ける者を含む</u>」とする。</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p>

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号に掲げる」を「の同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号に掲げる」を「の同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型</p>

改正前	改正後
<p>定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（<u>第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。</u>）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とある</p>	<p>保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（<u>第10条及び第13条を除く。</u>）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項において同じ。</u>）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは</p>

改正前	改正後
<p>のは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

議案第16号補助資料 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員) 第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員) 第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

議案第17号補助資料 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した<u>もの又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定しているもの</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

議案第18号補助資料 災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第1章 この市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p><u>(この市が行う国民健康保険の事務)</u></p> <p><u>第1条 この市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほかこの条例の定めるところによる。</u></p> <p><u>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u></p> <p><u>(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称)</u></p> <p><u>第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、泉南市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）という。</u></p> <p><u>(協議会の委員の定数)</u></p> <p><u>第2条の2 協議会の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 被保険者を代表する委員 4人</u></p> <p><u>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人</u></p> <p><u>(3) 公益を代表する委員 4人</u></p> <p><u>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第3条 前条に定めるものの外、協議会に関して必要な事項は規則で定める。</u></p> <p><u>第2章の2 被保険者</u></p> <p><u>第3条の2 削除</u></p> <p><u>第3章 保険給付</u></p> <p><u>第3条の3 削除</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 本市が行う国民健康保険の事務（第1条）</u></p> <p><u>第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条）</u></p> <p><u>第3章 被保険者（第3条）</u></p> <p><u>第4章 保険給付（第4条―第8条）</u></p> <p><u>第5章 保健事業（第9条―第11条）</u></p> <p><u>第6章 保険料（第12条―第49条）</u></p> <p><u>第7章 罰則（第50条―第53条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 本市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p><u>(本市が行う国民健康保険の事務)</u></p> <p><u>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p><u>第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u></p> <p><u>(本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会)</u></p> <p><u>第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、泉南市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p><u>2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 被保険者を代表する委員 4人</u></p> <p><u>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人</u></p> <p><u>(3) 公益を代表する委員 4人</u></p> <p><u>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(出産育児一時金)</u></p> <p><u>第4条 被保険者が出産したときは当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、これに16,000円を上限として加算するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は同一の出産につき健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）</u>、又は<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には行なわない。</u></p>	<p><u>第3章 被保険者</u></p> <p><u>(被保険者としない者)</u></p> <p><u>第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。</u></p> <p><u>第4章 保険給付</u></p> <p><u>(一部負担金)</u></p> <p><u>第4条 保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する一部負担金を当該医療機関等に支払わなければならない。</u></p>
<p><u>(葬祭費)</u></p> <p><u>第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として50,000円を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p>	<p><u>(出産育児一時金)</u></p> <p><u>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合は、420,000円を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）</u>、又は<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</u></p>
<p><u>(精神・結核医療給付金)</u></p> <p><u>第6条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</u></p> <p><u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療</u></p> <p><u>(2) 結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条又は第37条の2に規定する医療</u></p> <p><u>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額か</u></p>	<p><u>(葬祭費)</u></p> <p><u>第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の</u></p>

改正前	改正後
<p>ら、当該医療について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関又は保険薬局に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し精神・結核医療給付金の支払があつたものとみなす。</p> <p><u>（療養給付期間）</u></p> <p>第6条の2 同一の疾病又は負傷及びこれによつて発生した疾病に関する療養の給付の期間は転帰までとする。</p> <p>第4章 保健事業</p> <p><u>（保健事業）</u></p> <p>第7条 この市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 健康教育</p> <p>(2) 健康相談</p> <p>(3) 健康診査</p> <p>(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</p> <p>第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別にこれを定める。</p> <p>第9条 被保険者でない者に第7条の保健事業を利用させる場合における利用料に</p>	<p>規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p><u>（精神・結核医療給付金）</u></p> <p>第7条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療</p> <p>(2) 結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条に規定する医療又は第37条の2に規定する医療</p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し、精神・結核医療給付金の支払があつたものとみなす。</p> <p><u>（療養給付期間）</u></p> <p>第8条 同一の疾病又は負傷及びこれによつて発生した疾病に関する療養の給付の期間は転帰までとする。</p> <p>第5章 保健事業</p> <p><u>（保健事業）</u></p> <p>第9条 本市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、</p>

改正前	改正後
<p><u>ついては別に定める。</u></p> <p><u>第5章 保険税</u></p> <p><u>第10条 この市は世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>(財産管理)</u></p> <p><u>第11条 国民健康保険事業特別会計に属する財産の管理は、泉南市財務規則（昭和59年泉南市規則第4号）に定めるところによる。</u></p> <p><u>第7章 罰則</u></p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においてはその者に対し100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>第13条 この市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>第14条 この市は偽りその他不正の行為により一部負担金の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</u></p> <p><u>第15条 前3条の額は、情状により市長が定める。</u></p> <p><u>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限はその発付の日から起算して10日以上経過した日とする。</u></p>	<p><u>これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 健康教育</u></p> <p><u>(2) 健康相談</u></p> <p><u>(3) 健康診査</u></p> <p><u>(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</u></p> <p><u>第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別にこれを定める。</u></p> <p><u>第11条 被保険者でない者に、第9条の保健事業を利用させる場合における利用料については別に定める。</u></p> <p><u>第6章 保険料</u></p> <p><u>(保険料の賦課)</u></p> <p><u>第12条 国民健康保険料（以下「保険料」という。）は、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収する。</u></p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第13条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p><u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</u></p> <p><u>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同</u></p>

改正前	改正後
	<p>じ。)に係る基礎賦課額(第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

改正前	改正後
	<p><u>ア 法第74条の規定による補助金の額</u></p> <p><u>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</u></p> <p><u>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</u></p> <p><u>（ア） 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）</u></p> <p><u>（イ） 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</u></p> <p><u>（ウ） 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</u></p> <p><u>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</u></p> <p><u>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</u></p> <p><u>第15条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</u></p> <p><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条におい</u></p>

改正前	改正後
	<p>て同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第17条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなけ</p>

改正前	改正後
	<p><u>ればならない。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p><u>第18条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第19条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第20条 第18条の被保険者均等割額は、第17条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p><u>第21条 第18条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条第1項第3号アに定める額</u></p> <p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条第1項第3号イに定める額</u></p> <p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条第1項第3号ウに定める額</u></p> <p><u>(基礎賦課限度額)</u></p> <p><u>第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をい</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>う。第39条及び第40条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</u></p> <p><u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</u></p> <p><u>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第40条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p><u>（1）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）</u></p> <p><u>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p><u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）</u></p> <p><u>第24条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</u></p> <p><u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第25条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得</u></p>

改正前	改正後
	<p>に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第26条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第27条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第28条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第26条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p>

改正前	改正後
	<p><u>第29条 第27条の被保険者均等割額は、第26条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p><u>第30条 第27条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第26条第1項第3号アに定める額</u></p> <p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号イに定める額</u></p> <p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号ウに定める額</u></p> <p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u></p> <p><u>第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。)は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</u></p> <p><u>(介護納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第40条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p>

改正前	改正後
	<p>ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p><u>（介護納付金賦課額）</u></p> <p><u>第33条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u></p> <p><u>（介護納付金賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第34条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（介護納付金賦課額の保険料率）</u></p> <p><u>第35条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p><u>（2） 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p><u>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。</u></p> <p><u>（介護納付金賦課限度額）</u></p> <p><u>第36条 第33条の介護納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。</u></p> <p><u>(賦課期日)</u></p> <p><u>第37条 保険料の賦課期日は4月1日とする。</u></p> <p><u>(普通徴収に係る保険料の納期)</u></p> <p><u>第38条 普通徴収に係る保険料の納期は、6月から翌年3月までの各月の末日とする。ただし、12月に限り翌年1月4日とする。</u></p> <p><u>2 次条の規定により、保険料の額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。</u></p> <p><u>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</u></p> <p><u>第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第33条の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</u></p> <p><u>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額又は第33条の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同</u></p>

改正前	改正後
	<p>条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p><u>（保険料の減額）</u></p> <p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並び</p>

改正前	改正後
	<p>に他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に280,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 第17条第2項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条の額」とあるのは「第31条の額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条の額」とあるのは「第36条の額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(特例対象被保険者等の特例)</u></p> <p>第41条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。</p> <p><u>(保険料の額の通知)</u></p> <p>第42条 保険料の額が定まったときは、市長は、すみやかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第43条 保険料を納期限までに納付しない納付義務者に対して督促状を発したときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。</p>

改正前	改正後
	<p><u>(延滞金)</u></p> <p><u>第44条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p><u>3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに当該保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</u></p> <p><u>(過誤納金の還付等)</u></p> <p><u>第45条 市長は、保険料の納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合は、これを当該納付義務者に還付する。ただし、当該納付義務者について未納に係る他の徴収金があるときは、これをあてることができる。</u></p> <p><u>(徴収猶予)</u></p> <p><u>第46条 市長は、保険料の納付義務者が災害その他特別の理由によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限って徴収を猶予することができる。</u></p> <p><u>(保険料の減免)</u></p> <p><u>第47条 市長は、災害若しくは貧困等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p><u>(特例対象被保険者等に係る申告)</u></p> <p><u>第48条 保険料の納付義務者である世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納付義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納付義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。</u></p> <p><u>(保険料に関する申告)</u></p> <p><u>第49条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>第7章 罰則</u></p> <p><u>第50条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>第51条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>第52条 偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</u></p> <p><u>第53条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。</u></p> <p><u>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限はその発付の日から起算して10日以上経過した日とする。</u></p>

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手当種別	支給対象	支給額	備考	手当種別	支給対象	支給額	備考
市税及び国民健康保険税事務従事手当	市税の賦課徴収及び国民健康保険税の賦課徴収に従事する職員	日額 200円		市税事務従事手当	市税の賦課徴収に従事する職員	日額 200円	
(略)				(略)			

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第3節 <u>入居者の費用負担及び保管義務等</u>（第19条—第21条）</p> <p>（公営住宅の入居者資格等）</p> <p>第4条 公営住宅に入居することができる者は、法第23条及び法第24条第2項に定める条件のほか次の各号（ただし公営住宅の間取りや規模等の状況及び区域内の住宅事情その他事情に応じ、単身での入居に適しているものとして規則で定める公営住宅においては第1号の条件を要しない。）の条件を具備する者でなければならない。ただし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の定めるところにより法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたものは、これをもって足りるものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 規則で定めるところによる<u>保証人</u>を有する者であること。</p> <p>（5）・（6） 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（入居手続）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の通知を受けた者は、市長が指定する期間内に次に掲げる手続を行い、市長の入居の承認を受けなければならない。</p> <p>（1） 第4条第1項第4号の<u>保証人</u>（第4項において同じ。）が連署した請書を提出すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、特別の事情があると認める者については、第2項第1号の請書に<u>保証人</u>の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>第3節 <u>入居者の費用負担及び保管義務等</u></p>	<p>目次</p> <p>第3節 <u>共益費、入居者の費用負担及び保管義務等</u>（第19条—第21条）</p> <p>（公営住宅の入居者資格等）</p> <p>第4条 公営住宅に入居することができる者は、法第23条及び法第24条第2項に定める条件のほか次の各号（ただし公営住宅の間取りや規模等の状況及び区域内の住宅事情その他事情に応じ、単身での入居に適しているものとして規則で定める公営住宅においては第1号の条件を要しない。）の条件を具備する者でなければならない。ただし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の定めるところにより法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたものは、これをもって足りるものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 規則で定めるところによる<u>緊急連絡人</u>を有する者であること。</p> <p>（5）・（6） 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（入居手続）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の通知を受けた者は、市長が指定する期間内に次に掲げる手続を行い、市長の入居の承認を受けなければならない。</p> <p>（1） 第4条第1項第4号の<u>緊急連絡人</u>（第4項において同じ。）が連署した請書を提出すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、特別の事情があると認める者については、第2項第1号の請書に<u>緊急連絡人</u>の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>第3節 <u>共益費、入居者の費用負担及び保管義務等</u></p>

改正前	改正後
<p>(入居者の費用負担) 第19条 (略)</p> <p>(市営住宅の返還) 第27条 入居者が当該市営住宅を退去しようとするとき又は明渡しの請求を受けて退去するときは、次の各号により当該市営住宅を返還しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第13条、第14条、第17条、<u>第19条</u>、第23条、第24条第1項若しくは第2項又は第25条第3項若しくは第4項に定める家賃、敷金若しくは費用又は金銭を精算すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用) 第34条 第16条、第17条、<u>第19条</u>から第21条、第27条(第1項第2号において引用する場合については、第17条及び<u>第19条</u>に限る。)及び第36条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「公営住宅」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「入居の承認」とあるのは「使用許可」と、「賃貸借関係」とあるのは「使用関係」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居」とあるのは「使用」と、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。</p>	<p>(<u>共益費の徴収等</u>) <u>第19条</u> 市長は、入居者の共通の利益を図るため特に必要と認める費用(以下「共益費」という。)を、入居者から徴収することができる。</p> <p><u>2</u> <u>第16条の規定は前項の共益費について、準用する。</u></p> <p>(入居者の費用負担) <u>第19条の2</u> (略)</p> <p>(市営住宅の返還) 第27条 入居者が当該市営住宅を退去しようとするとき又は明渡しの請求を受けて退去するときは、次の各号により当該市営住宅を返還しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第13条、第14条、第17条、<u>第19条の2</u>、第23条、第24条第1項若しくは第2項又は第25条第3項若しくは第4項に定める家賃、敷金若しくは費用又は金銭を精算すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用) 第34条 第16条、第17条、<u>第19条の2</u>から第21条、第27条(第1項第2号において引用する場合については、第17条及び<u>第19条の2</u>に限る。)及び第36条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「公営住宅」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「入居の承認」とあるのは「使用許可」と、「賃貸借関係」とあるのは「使用関係」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居」とあるのは「使用」と、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。</p>

議案第21号補助資料 泉南市下水道条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(指定業者の条件)</p> <p>第7条の2 指定業者は、次に掲げる条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>本市に登録した専属の下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を有していること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(責任技術者の登録)</u></p> <p>第7条の4 <u>市長は、責任技術者の登録を行う。</u></p> <p>2 <u>前項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、証書の交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>責任技術者の登録の有効期間は、5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の登録の有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。</u></p> <p><u>(責任技術者の登録条件)</u></p> <p>第7条の5 <u>責任技術者の登録に必要な条件は、大阪府下水道協会が行う下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、同協会の発行する下水道排水設備工事責任技術者認定試験合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けた者又は同協会が行う下水道排水設備工事責任技術者更新講習の受講を修了し、同協会の発</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。</u></p> <p>(指定業者の条件)</p> <p>第7条の2 指定業者は、次に掲げる条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>営業所において専属となる責任技術者を1人以上有していること。</u></p> <p>(3) (略)</p>

改正前	改正後
<p><u>行する下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講修了証（以下「修了証」という。）の交付を受けた者であって当該合格証又は修了証が発行された日から5年を経過していないものでなければならない。</u></p> <p>（責任技術者の登録の取消し等）</p> <p><u>第7条の6</u> 市長は、責任技術者が次に掲げる場合に該当するときは、<u>当該登録を取り消し、又は期間を定めて当該登録の効力を停止することができる。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（指定業者及び責任技術者の細則）</p> <p><u>第7条の7</u> （略）</p> <p>（汚水排除量の認定）</p> <p>第23条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 水道水を使用した場合は、<u>泉南市水道事業給水条例（昭和46年条例第27号）第21条の規定に基づき、水道料金を算出するときに算出された水道水の使用水量とする。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第27条 市は、次に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 責任技術者の登録 1件につき 3,600円</u></p> <p><u>（4） 責任技術者の登録更新 1件につき 3,600円</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（責任技術者の登録の取消し等）</p> <p><u>第7条の4</u> 市長は、責任技術者が次に掲げる場合に該当するときは、<u>当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（指定業者及び責任技術者の細則）</p> <p><u>第7条の5</u> （略）</p> <p>（汚水排除量の認定）</p> <p>第23条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 水道水を使用した場合は、<u>大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年条例第2号）第28条の規定に基づき、水道料金を算出するときに算出された水道水の使用水量とする。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第27条 市は、次に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） （略）</u></p> <p>2・3 （略）</p>

